



平成28年12月議会提出議案について

平成28年12月議会に提出する議案につきましては、条例関係9件、補正予算7件、その他、財産の取得について1件、和解について1件、指定管理者の指定について2件の計20件を予定しています。

条例関係のうち、亀山市産業振興条例の一部改正につきましては、平成29年3月末に本条例の終期を迎えますが、今後の人口減少社会において本市の産業の持続性を高めていくためには、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」をはじめとした産業拠点への企業誘致や市内企業の事業活動に対する積極的な支援を継続する必要があることから、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえ、制度改正を行うものです。

主な改正内容として、企業立地奨励金については、従来の仕組みを見直し、雇用要件を緩和した上で、上限額を3年間で3億円とするとともに、土地取得を伴う立地等への奨励内容を充実することとします。

さらに、立地企業に市民の雇用を促すため、新たに雇用促進奨励金を設け、立地等に伴う市民の雇用に対し奨励金を交付するなどの改正を行うものです。

なお、本制度の活用も含め、積極的に企業立地の促進を図るため、条例の適用期限を平成34年3月31日まで5年間延長することとします。

次に、補正予算ですが、一般会計の補正額は2億4,973万1千円で、主な歳出は臨時福祉給付金給付事業に係るものです。これは、消費税率の引き上げに際して低所得者に適切な配慮を行うため、国の「未来への投資を実現する経済対策」に盛り込まれたもので、給付費に加え事務費等の必要な経費を計上したものであります。

なお、補正予算内容の詳細は、別添の平成28年12月亀山市議会定例会議会運営委員会資料により確認をお願いします。